
アパルトヘイトの実情



国際連合広報センター

国際連合広報局編

アパルトヘイトの実情



国際連合 1971

<注>

この論文は、国際連合事務局アパルトヘイト（人種隔離政策）部の要請により、レスリー・ルービン氏がまとめたものである。ルービン氏は、南アフリカ共和国のアフリカ人有権者を代表する元上院議員で、現在、米ホワード大学の比較法学教授をしている。この論文は、1969年にアパルトヘイト部から刊行された「これがアパルトヘイトだ」の改訂版である。

目 次

序 文	2
第1章 家庭, 家族, 住居	4
第2章 移動	10
第3章 労働	11
第4章 教育	15
第5章 結婚, 集会, 結社	17
第6章 税制	21
第7章 土地所有制度	22
第8章 宗教	23
第9章 意見と表現	24
第10章 出入国	28
第11章 人種と皮膚の色	29
第12章 スポーツ	31
第13章 分離発展	32
第14章 法の原則	36
参考資料	41

序 文

本書に300項目の白書をかかげたのは、アパルトヘイトについてはっきりした正確な記述を行なうためである。1948年、現在の政府が南アフリカの政権をとって以来、広範な立法機関はアパルトヘイトという新政策を実施するための機関になってしまった。何百もの法律が議会で可決され、これらの法律に基づいて何千もの規則や布告、政令が出された。さらに全国の市議会や町議会によって多数の条例がつけられた。これらすべてが、南アフリカの人口の5分の4以上の人たち、すなわち1,500万人の非白人の日常生活を規制する法体系を形づくっているのである。

この人種差別の法律は、数が多いだけでなく、内容も複雑多岐にわたっている。多くの法律は、数回改正され、あいまいな規定や遠まわしの表現が多い。(ほかの国の人ならともかく)南アフリカの普通の人々が、これら法律の意味をさぐるのはあまりにもむずかしい仕事だと思っても無理はない。1968年、南アフリカの首都プレトリアでのテロ裁判に国際法律家委員会の公式オブザーバーとして派遣されたプリンストン大学の国際法教授リチャード・A・フォークは、これら法律のいくつかについて次のように論評している。

「これらパンツァー法(アフリカ人社会にだけ適用されている⁴通行法、侵入法その他の規則)が、いつも、ごく少数のアフリカ人しか守れないような性格のものだということを、私は前もって知らなかった。これらの法律は、法律を学んだ者でなければ何を守ることを要求しているのか容易に理解できぬほど複雑なものである。」

これら300項目の白書は、アパルトヘイト法の複雑さがもたらした諸困難を克服するためのひとつの試みである。白書の各項目は、これら法律の効力をわかりやすい言葉でいいあらわしている。注は、その項目のもとになっている法律の特定の条文を示すが、(その項目を明らかにするため必要と考えられる場合を除いて)いかなる論評も避けることにした。このようにしてまとめたものなので、これらすべての項目が実際に行なわれているアパルトヘイトの正確な記録を提供し、南アフリカの人種法が実際はどんなものなのか読者にはっきり伝えることができたら幸いである。フラン・パトンの言葉を思い出し、ここにあてはめれば、それらは「アパルトヘイトがどんなものか述べたり、それがどれほど慈悲深いか非人道的か、それが害悪か単にあり得ぬことかを論じようとしたものではなく、それが人間にどんなことをなしうるか300の例を示そうとした」ものにすぎない。

言及した法律のリストは必ずしもすべてを網羅してはいない。多くの法律——布告や規則、政令——が省略されている。リストに掲げた法律は、アフリカ人や有色人、南アフリカのアジア人の人権に(直接間接)影響を与えるもっとも重要な法律であり、慎重に検討したのち選んだものである。これら法律はいずれも現在、効力を持っている。われわれはここで立法化されてから何年も実施されぬまま、名前だけの法律として幽霊のような存在を続け、法令集にのっているが、当局もあえてそれを市民に適用しないような多くの国に共通の状況を扱っているのではない。300の例の中に記述した法律は、南アフリカ国内で日常適用されている法律のうち不可欠なものである。これらの法律は適正に、普通は厳格に、そして多くの場合、情容赦もなく適用されている。そしてこれらの法律が適用されるのは、アパルトヘイト政策を実施するためのごく普通の光景である。

アパルトヘイトについて、確実な根拠のある、意味のはっきりした基礎的な材料が必要とさ

れている。その理由は、2つある。ひとつは、すでに述べたことだが、アパルトヘイト法の異常な複雑さのためである。もうひとつの理由は、過去20年間にわたって南アフリカ政府が行なってきた巧妙な宣伝活動のためである。その宣伝活動の本質はアパルトヘイトを、非白人グループがそれぞれの地域内で完全な自由を楽しめるような真面目で本物の社会開発計画、人種ごとに異った「分離発展」計画——ゆっくりではあるが着実に実施されつつある——として紹介することである。

これら300項目の白書の客観性については、ほとんど疑問の余地がない。なぜなら、それらは特定の人意見ではなく、南アフリカの法律の実際の適用例に基づいてまとめたものだからである。従って、もしこれら白書が示す光景と、アパルトヘイトの目的や理想、成果に関する公式報告が食い違うときには、欠陥があるのは公式報告の方である。

これら300項目の白書の主な役割は、アパルトヘイトは今日の世界には存在する場所がないということをはっきりと、わかりやすく示すことであろう。

第1章 家庭，家族，居住

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭……に対して、ほしいままに干渉されることはない。人はすべて、このような干渉……に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転および居住する権利を有する。

世界人権宣言

1

ある町に生まれ、引続きそこに50年間居住していたが、その後、たとえ2週間でも、他の場所で居住するために移転したアフリカ人は、許可を得た場合を除き、生まれた町に戻り、72時間以上そこにとどまる権利はない。もし、許可なくとどまれば、28ドル以下の罰金または2か月以下の禁固刑に処せられる。

2

生まれたところではないが、ある町に引続き50年間居住し、現在もそこに住んでいるアフリカ人でも、140ドル以上の罰金に処せられる刑事犯を犯した場合には、72時間以上そこにとどまる権利を失う。

3

ある町に引続き20年間居住し、現在もそこに住んでいるアフリカ人でも、その町以外のところに就職した場合には、72時間以上その町にとどまる権利がない。

4

ある町に引続き15年間居住、就職し、現在もそこに住み、働いているアフリカ人でも、72時間以上そこにとどまる権利はない。

5

ある町に引続き9年間居住し、現在もそこに住み、その間引続き同じ雇用主のもとで働いてきたアフリカ人でも、72時間以上そこにとどまる権利はない。（第30項参照）

6

ある町に生まれてから引続き居住しているアフリカ人でも、既婚の娘や18歳に達した息子、姪、甥または孫といっしょにその町で72時間以上暮らす権利はない。

7

ある町に生まれてから引続き14年間居住し、9年間同じ雇用主のもとで働いたアフリカ人でも、もしその妻が許可を受けずに72時間以上いっしょに暮らしたときには、彼女は刑事犯を犯したものとされる。

8

結婚したアフリカ人女性が、夫が引続き25年間居住し、働いてきた町で、夫の雇用主から提供された宿舎に夫といっしょに永住しようとしたときには、刑事犯を犯したものとされる。

9

夫といっしょに永住する許可を拒否されたアフリカ人女性が、72時間以上にわたって夫を訪問することは、労働局からその許可を受けた場合を除き、法律で禁じられている。夫のもとにとどまれる時間は労働局の担当係官の判断のみにゆだねられている。

10

生まれた町に引続き50年間居住し、働いているアフリカ人でも、その町のアフリカ人の数が地域の「適正な労働需要を超える」とバンツール行政開発大臣が判断した場合には、町から立ち退かせることができる。このような人たちの公式名称は「余剰バンツール族」である。

11

このような「余剰」アフリカ人は、家族その他被扶養者といっしょにその地域から立ち退かねばならない。もし、アフリカ人が南アフリカ国内に「合法的に居住」している場合には、宿舎や職の有無にかかわらず、バンツール行政開発大臣が定める南アフリカ国内のいかなるところへも移転しなければならない。もし、南アフリカ国内に「合法的に居住」していない場合には、国外に退去しなければならない。もし、要求通り退去しない場合には、バンツール問題弁務官が（事情聴取をせずに）発行する令状に基づき、警官がそのアフリカ人と家族、被扶養者を立ち退かせる。

12

警官は、アフリカ青年（18歳）が必要とされている許可を受けずに父親と暮らすという刑事犯を犯していると疑う理由がある場合には、令状なしで「昼夜のいかなるときでも」屋敷内に立ち入り、捜索する権利がある。

13

警官は、理由の如何を問わず、エバトン・アフリカ人居住地区の住人を調べたいと思う場合には、昼夜のいかなるときでも、その住居に立ち入ることができる。

14

許可を受けてある町に合法的に住んでいるいかなるアフリカ人も、妻と子どもをいっしょに住ませる権利はない。妻と子どもは、それぞれ許可を受けた場合にのみ、いっしょに住むことができる。

15

学校を卒業したあと（扶養してもらっている）両親と同じ家に住み、働いていないアフリカ少年（16歳）で、警官が「なまけるものだと思ふ理由がある」とときには、令状なしで逮捕できる。

16

逮捕されたこのような少年は、バンツール問題弁務官のもとに連行され、弁務官は尋問を行なったのち、彼を「なまけもの」と宣告し、警官あての令状によって、（両親が彼を扶養する意思を持っていても）住んでいる町から指定する場所に退去させ、退去するまでの間留置するよう命令できる。

17

自分の子どもといっしょに住み、子どもたちに扶養されているが、過去に、遅刻したために1年間に4回解雇されたアフリカ女性(59歳)は、「なまけものと思ふ理由を持つ」警官によって、令状なしで、いつでも逮捕される。その後、バンツァー問題弁務官から尋問を受けたあと「なまけもの」と宣告され、子どもたちといっしょに住んでいる町から、バンツァー行政開発大臣が定めるバンツァー地区の施設に移され、そこで所定の期間、留置される。

18

ある都市に72時間以上、不法に滞在したため有罪とされたアフリカ人は、有罪を言い渡した法廷が発行した令状に基づき、警官によって、被扶養者といっしょに、以前、住んだこともなく、親類や友人もおらず、職もないバンツァー地域のいかなる場所へも移される。このような移転の費用は、彼が持っているカネもしくは「彼に属している他の物」で支払われる。

19

引続き15年間、白人の屋敷内に住み、白人のために働いてきたアフリカ人の息子に対し、雇用主の白人が、父親といっしょに1週間の休暇を過ごすため旅行費用を提供した場合、その息子が必要な許可を受けていなければ、白人は刑事犯で有罪とされる。この犯罪は初犯のときは70ドル以下の罰金または3か月以下の禁固刑に処せられ、同じ地域で2年以内に再犯またはそれ以上の累犯を重ねたときには、70ドル以上の罰金または3か月以上の禁固刑、もしくは罰金と禁固刑の双方、あるいは禁固刑のみに処せられる。

20

外国生まれのバンツァー族、すなわち、ある町に引続き25年間居住し、そこで同じ白人のために長年働いてきたが、南アフリカまたはナミビア(南西アフリカ)国内で生まれなかったアフリカ人は、特別の許可がない限り、その町にとどまることはできない。もし、許可なしでとどまった場合には、刑事犯で有罪となる。雇用主も同様である。

21

このような外国のバンツァー族に特別の許可が与えられた場合、この許可は、いつでも、理由を明らかにせずに、撤回できる。

22

南アフリカでの外国バンツァー族の居住禁止は、金鉱や炭坑、ウラニウム鉱で雇うために募集された者には適用しない。

23

ある町に不法に居住していたために有罪と宣告された外国バンツァー族が南ローデシアに生まれたが、ボツワナから南アフリカに入国した場合には、被扶養者といっしょにボツワナに移される。

24

住んでいる町で「なまけもの」と宣告されたアフリカ人でも、バンツァー問題弁務官が承認した期間、白人農民のもとで雇用契約を結ぶことができる。雇用契約を結んだ場合、これから働く予定の農場へ移されるまでの間、留置される。契約満了前に解雇された場合には、弁務官が2年以内の間、刑務所に入所しているように命ずることができる。

25

酒類不法所持の罪で有罪を宣告されたのち10年間ある町に居住し、働いているアフリカ人

は、「好ましくない人物と信ずる理由」を持つ警官が、いつでも、令状なしで逮捕できる。彼は、バンツァー問題弁務官の前に連行され、弁務官は尋問を行なったのち、「好ましくない人物」と宣告し、警官あての令状によって、住んでいる町から指定の場所に退去させ、退去するまでの間、留置するよう命令できる。

26

町議会は、その町の地域（アフリカ人居住地域）に住んでいるアフリカ人の存在が「平和と秩序維持を害する」と判断した場合にはいつでも、そのアフリカ人に町から退去し、許可なしに戻らぬよう命ずることができる。このような命令に従わぬときは、刑事犯として初犯の場合は28ドルの罰金または2か月以下の禁固刑、再犯または、それ以上の累犯の場合は70ドル以下の罰金または3か月以下の禁固刑、もしくは罰金と禁固刑の双方、あるいは禁固刑のみに処することができる。それぞれの場合にに応じた罰金を支払ったり、禁固刑の刑期を終えた犯罪者は、警官によってその地域から退去させられる。

27

白人居住地区に近すぎるとバンツァー行政開発大臣が判断する場所に、町議会がその町のアフリカ人地域を設定した場合には、同行政開発大臣は、アフリカ人地域を移動させるため必要と考える措置をこうじるよう町議会に要求し、町議会が従わないときには、アフリカ人地域移動の措置をみずからとることができる。

28

ある町に生まれ、5年間そこで働き、住んできたアフリカ人でも、いつでも、町から退去し、これまで住んだこともなく、親類や友人もいないバンツァー地域に居住するよう要求されることがある。文書による退去通告を受取ってから3日以上その町にとどまれば、刑事犯で有罪とされる。

29

町議会は、バンツァー行政開発大臣の承認を得て、いつでも、市内に土地を持たず、雇われていないすべてのアフリカ人住民に対し、その町から退去するよう要求できる。その町に引続き50年間居住してきた者も、同様である。

30

ある町に72時間以上とどまる許可を受けたアフリカ人でも、滞在の目的、期間、雇用主、仕事の種類などを記入した身元保証書に裏書をもらわなければならない。許可の条件に違反した場合には、刑事犯を犯したものとされる。（第57項参照）

31

ある町に不法に滞在したアフリカ人に対する刑事手続きにおいて、反証をあげられない限り、72時間以上、許可なしで滞在したものとみなされる。

32

「一般民衆の利益のため好都合」と思われるときにはいつでも、アフリカ人は、予告なしに公式命令によって、家を立ち退いて、南アフリカ国内のいかなる場所へも行き、所定の期間そこにとどまるよう要求される。いかなる場合にもアフリカ人はこれについて裁判に訴える権利はない。このような命令に従わないときには、即刻逮捕、留置され、その後、強制的に家から退去させられる。

33

アフリカ人が退去の理由を要求できるのは、退去後に限られ、拒否することが公益のためだと思われるときには、この要求も拒否される。

34

たとえ、退去命令が誤って出されたことがはっきりしても、裁判所は命令の猶予を与えなくてもよい。

35

このような退去命令を受けたアフリカ人の妻が、警官による強制退去を避けるため、夫をかまくまった場合、刑事犯として140ドル以下の罰金または6か月以下の禁固刑に処せられる。

36

南アフリカの法律は、すべての町を別々の「グループ別地域」に分割するよう定め、その法律のもとでは、白人と有色人「グループ」のメンバーだけが土地または家屋を所有できる。
(第168参照)

37

白人グループには「外見は白人にみえるが一般に有色人と認められている者を除き、外見上明らかに白人である者または一般に白人と認められている者」が含まれる。

38

「外見上明らかに白人」であっても、アフリカ人または有色人と結婚もしくは同棲している者は、白人グループに含まれない。

39

アフリカ人グループには「実際にアフリカのいずれかの原住民あるいは部族民である者、または一般にそう認められている者」が含まれる。

40

外見は明らかに白人であっても、アフリカ女性と結婚したものは、アフリカ人グループのメンバーである。

41

有色人グループには、白人またはアフリカ人グループのメンバーでない者が含まれる。

42

アフリカ人であろうが、「外見上明らかに白人」であろうが、有色人と結婚した女性は、有色人グループのメンバーである。

43

州知事は、官報に布告を出すことによって、アフリカ人や有色人について種族、言語、文化、「その他」の小グループに分割し、各小グループに対して別々の地区に住むよう要求できる。

44

州知事は、「好都合と思われるときにはいつでも」、官報に布告を出すことによって、土地を所有している有色人が住んでいる指定地域（居住期間や土地所有期間がどんなに長くてもかまわない）を特定の日から白人グループの地域と宣言することができる。

45

このような白人グループ地域に指定された場合、同地域に住んでいる有色人は（たとえ自己所有の家に引続き50年以上住んでいても）、内務大臣がみずからの判断で定める12か月以内の猶予期間より長くそこにとどまることはできない。猶予期間より長くそこにとどまったときには、刑事犯として560ドルの罰金または2年以下の禁固刑もしくはその双方に処せられる。この判決を言い渡す際、法廷はさらに、このような人物および「永続的であると否とを問わず彼といっしょに暮らしていることが判明した同じグループのいかなる者」に対しても追放命令を出すことができる。

46

もし、地域開発委員会が地方当局に対し、有色人グループにさらに制限を課することについて政府と協力するよう要求し、地方当局が協力しなかった場合、同委員会は他の方面から協力を受け、かかった費用を地方当局から取り立てることができる。地方当局が支払わないときには、同委員会は、地方当局に割り当てられた財源からその額を取り立てることができる。

47

集団地域法に基づく犯罪を捜査している警官は、「令状なしで、昼夜のいかなるときにも、予告せずに、あらゆる家宅に立ち入り、必要と思われる捜査や尋問を行なう」ことができる。

48

このような警官はまた、関連した事柄について「単独、あるいは適当と思われる他の人物の前で」、そのような屋敷内で会ったいかなる人物にも尋問できる。

49

そのような屋敷内にいる人物で、警官の尋問に答えない者は、有罪とされる。

50

（市議会から許可を受けた場合を除き）、町に住んでいる白人は、自己所持の屋敷内に住んでいるアフリカ人召使いの息子が10歳に達したときには、その子を泊めてはならない。

51

自分の屋敷にアフリカ人を泊めたいと思う白人に対して与えられる許可証には、その屋敷の各部屋にいれるアフリカ人の「最大数と性別」が裏面に書き込まれる。

52

このような許可証を持っている者は、要求を受けたときには「南アフリカ警官のいかなる白人メンバーに対しても」許可証を提示しなければならない。

53

白人警官は、上記のような許可証を受けたいかなる屋敷に対しても、「いつでも」検査を行なうことができる。

54

町で働いているアフリカ人に適用される労働法規のもとでは、常雇いのアフリカ人の祖母は、「病気その他の無能力のため」彼に頼っている場合を除き、法律上の被扶養者ではない。

55

法務大臣は、「白人と非白人間の敵対意識を助長する」と決定した人物が、所定の期間、いかなる地域にも立ち入ることを禁止することができる。

第2章 移 動

第13条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転……する権利を有する。

世界人権宣言

56

政府は、官報に布告を出すことによって、いつでも、雇用主または権限のある係官の署名がある許可証を持っている者を除き、アフリカ人に対し、夜間の所定の時間、町への立ち入りを禁止することができる。この許可証は、警官が要求したときには、提示しなければならない。違反したときには、刑事犯として、初犯の場合は5.6ドル以下の罰金または1か月以下の禁固刑、再犯もしくはそれ以上の累犯の場合は28ドル以下の罰金または3か月以下の禁固刑に処せられる。

57

16歳に達したアフリカ人はすべて身元保証書を携行しなければならない。警官はいつでも、アフリカ人に身元保証書の提示を求めることができる。身元保証書を家に置いてきたため提示できないアフリカ人は、刑事犯として28ドル以下の罰金または1か月以下の禁固刑に処せられる。

58

弁護士資格を持ち、弁護士を業としているアフリカ人には、別の色の身元保証書を発給されるが、彼も警官の要求があればいつでもそれを提示しなければならない。提示しない場合には刑事犯となる。

59

例外の証明書を発給された場合を除き、大学卒のアフリカ人は、身元保証書を申請するとき、担当係官によって指紋を採取され、署名だけで済ますことはできない。

60

南アフリカを訪れたアメリカの黒人が市内を通行中、「外見上、明らかにアフリカのいずれかの原住民あるいは部族民である者」と信ずる警官に呼びとめられ、身元保証書の提示を求められることがある。身元保証書を提示しないときには、「アフリカのいずれかの原住民あるいは部族民である者ではなく、一般にもそのように認められていない」ことを立証しない限り、アフリカ人とみなされ、逮捕されることをまぬがれない。

61

アフリカ人が、バンツール弁務官から許可を受けずに、自分が住んでいない特定のバンツール地域に立ち入ったときは、840ドル以下の罰金または3年以下の禁固刑、あるいは罰金と禁固刑の双方に処せられる。法廷はさらに、そのアフリカ人が所有している自動車を州が没収するよう命ずることができる。

62

そのような地域に不法に立ち入ったアフリカ人に対する刑事手続きにおいて、「彼がその地域の住民か否かを立証する」举证責任はそのアフリカ人にある。

第3章 労働

- 第23条 (1)すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、および失業に対する保護を受ける権利を有する。
- (2)すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- (3)労働する者は、すべて、自己および家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- (4)すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、およびこれに加入する権利を有する。

世界人権宣言

63

労働係官は、町で働いているアフリカ人がこれまでいかに長期間雇われていようと、また雇用主が解雇に反対しようとも、いつでも、アフリカ人の雇用関係を取り消すことができる。雇用関係を取り消されたアフリカ人は、働いていた町から退去させられ、労働係官が指定する期間、その町に戻るのを禁止されることがある。

64

労働者あっせん機関が募集したアフリカ人が、そのあっせん機関が関係している雇用主グループの不特定のメンバーのところで働いたあと、割り当てられた雇用主のところで働くのを拒否したときには、刑事犯として28ドル以下の罰金に処せられ、これを支払わない場合には、2か月以下の禁固刑に処せられる。

65

町に住んでいる白人が、労働省の特別例外許可を受けずに大工、レンガ積み、電気配線その他の熟練労働を行なうアフリカ人を雇った場合には、刑事犯として280ドル以下の罰金または1年以下の禁固刑もしくは罰金と禁固刑の双方に処せられる。

66

町に住んでいる白人が、労働局の係官から必要な許可を受けていないアフリカ人を自宅のパーティの給仕に雇うと、犯罪になる。この犯罪は、初犯の場合、70ドル以下の罰金または3か月以下の禁固刑、2年以内に同じ地域で再犯もしくはそれ以上の累犯を重ねた場合には、70ドル以上の罰金または3か月以上の禁固刑、あるいは罰金と禁固刑の双方、もしくは禁固刑のみに処せられる。

67

このような犯罪の法的手続きにおいて、アフリカ人が雇われているという「疑いを起させるような状況の中で」屋敷内でいかなるときに発見されたアフリカ人も、反対のことが立証されない限り、その屋敷の所有者に雇われているものとみなされる。

68

いかなる理由にせよ、アフリカ人労働者がストライキに参加することは違法である。ストライキに参加した場合には、刑事犯として1,400ドル以下の罰金または3年以下の禁固刑、もしくは罰金と禁固刑の双方に処せられる。

69

賃上げ要求のストライキをするよう他の労働者に呼びかけたアフリカ人労働者は、刑事犯として 700ドル以下の罰金または3年以下の禁固刑、もしくは罰金と禁固刑の双方に処せられる。

70

スーパーマーケットに雇われていアフリカ人で、中絶した作業を再開するのを拒否した者は、刑事犯として有罪とされる。

71

アフリカ人が、町の雇用主の屋敷に住んでいる友人の居住区域の電気設備の故障を、個人的好意で報酬を受けずに修理したときは、刑事犯として 280ドル以下の罰金または1年以下の禁固刑、もしくは罰金と禁固刑の双方に処せられる。

72

白人が、自宅の屋根の破損を修理したことに対して召使に報酬を支払うと、犯罪を犯したことになる。

73

アフリカ人が、南アフリカの白人地域の町で建設等の熟練労働をすることは禁止されている。しかし、白人は、建築現場で働いているアフリカ人の監督として、バンツール村の熟練労働に雇われることができる。

74

アフリカ人工場労働者が、許可なく24時間、作業を休んだときは、解雇されたうえ、(1)政府検査官によって 2.8ドル以下の罰金を課され、その額を賃金から差引かれ、(2)刑事犯として70ドル以下の罰金または3か月以下の禁固刑に処せられる。

75

酔っぱらっているため作業を適正に行なえないアフリカ人工場労働者は、解雇されたうえ、74項の記述に記載された刑罰を受ける。

76

自分の義務になっている作業を怠ったアフリカ人工場労働者は、解雇されたうえ、74項の記述に記載された刑罰を受ける。

77

バンツール労働者の検査官は、その職務としていつでも、アフリカ人が雇われている工場に立ち入り、アフリカ人を尋問することができる。

78

工場の白人所有者が、このような検査官に対し、アフリカ人労働者を尋問するため適当な施設を提供しないときには、刑事犯として 140ドル以下の罰金または6か月以下の禁固刑に処せられる。

79

地方労働係官は、その地域に14年間も夫が住んでいるアフリカ人女性に対し、たとえ夫が住んでいるところに職があっても、その地域に滞在する許可を与えるのを拒否することができる。

80

市労働係官は、その地域で同じ雇用主のために引続き9年間も働いてきたアフリカ人の息子に対し、父親が働いているところに職があっても、その地域に滞在する許可を与えるのを拒否

することができる。

81

市労働係官は、その雇用関係が白人雇用主にとって引続き25年間、完全に満足なものであっても、「誠実なものではない」と判断したときには、いつでも、その地域のアフリカ人の雇用関係を終わらせることができる。

82

市労働係官は、そのアフリカ人の雇用関係を続けると「公けの秩序をおびやかす」恐れがあると判断したときには、その地域に引続き25年間も働いてきたアフリカ人の雇用関係でも、(バンツール行政開発大臣の同意があれば)いつでも、終わらせることができる。

83

住んでいた町を1年以上の間、留守にしたアフリカ人は、以前の雇用主のところに就職するために、その町に戻ることは法律で禁止されている。

84

そのようなアフリカ人は、バンツール問題弁務官から許可を受けない限り、他の雇用主のところに就職するために戻ることも、法律で禁止されている。

85

町に住んでいる者は、いかなる作業をさせるためにも、労働局から就労許可を受けていないアフリカ人を雇うことはできない。

86

市労働係官によって雇用関係を終わらされたアフリカ人は、被扶養者といっしょに24時間以内に、働いていた地域から退去するよう要求される。

87

ある町に引続き50年間も居住し、働いてきたアフリカ人でも南アフリカ生まれでない場合には、バンツール行政開発大臣の許可証がなければ、その町にとどまったり、引続き雇われることはできない。

88

そのような許可証なしに雇われたアフリカ人は、刑事犯として有罪とされる。白人雇用主も同様である。この犯罪は、初犯の場合、70ドル以下の罰金または3か月以下の禁固刑、2年以内に再犯あるいはそれ以上の累犯を重ねた場合には、上記の罰金と禁固刑の双方、もしくは罰金の選択権なしに禁固刑に処せられる。

89

終身、完全に不具になった白人労働者は、その収入に基づいて毎月、年金を受け取る権利がある。同じような不具になったアフリカ人は、毎月の年金ではなく、その収入に基づいて一時金を受け取る権利があるだけである。

90

白人労働者が事故のため死亡したときは、その遺族は労働者の収入に基づいて一時金と月払いの年金を受け取ることができる。アフリカ人労働者が事故のため死亡したときは、その遺族は月払いの年金ではなく、「労働者補償弁務官が公正と判断する一時金」のみを受け取る権利がある。

91

「労働組合の登録と規制および雇用主と従業員間の紛争防止と解決に関する」南アフリカの法律である産業調停法は、「従業員」をアフリカ人以外の者で雇用主に雇われ、または雇用主

のために働いている者と定義している。

92

労働大臣は、産業裁判所（労働大臣が任命した白人5人で構成される）の勧告に基づき、いつでも、（1）特定の作業を白人のためだけにとっておき、（2）雇用主が雇えるアフリカ人の割合を定め、（3）雇用主が白人従業員をアフリカ人従業員に交代させるのを禁止することができる。

93

弁護士は、政治活動を理由に、その業務を行なう権利を奪われることがある。法務大臣の申請に基づき、法廷は、違法を宣告された組織のメンバーまたは「積極的支持者」として清算人のリストにのっている弁護士の名前を弁護士名簿から抹消しなければならない。

（147, 193, 194, 195, 196の諸項参照）

94

アフリカ人が求人に応じて町で働く契約を結んでも、その身元保証書に、指名された雇用主のところで「就職するために」その町へ「行くことを許可する」という裏書がなければ、その町で就職することはできない。

95

バンツール問題弁務官は、アフリカ人が「特定のバンツール地域に引き続き滞在することは好ましくない」と判断したときには、いつでも、そのアフリカ人の雇用契約を取り消すことができる。

96

アフリカ人の雇用契約が、上記に述べたような状況のもとで取り消されたときには、そのアフリカ人は、バンツール地域の故郷に送り返される。

97

雇用主は、バンツール労働局長官の承認を受けない限り、アフリカ人労働者が働いている工場に隣接した場所にアフリカ人労働者のための病院を建てることはできない。

98

雇用主がアフリカ人労働者のために居住区域を設けたときには、そこに住んでいる労働者は、雇用主その他権限のある者から許可を受けない限り、いかなるときにも訪問者と会うことはできない。

99

アフリカ人を雇う許可を受けた者は、雇用期間中、毎月初めの7日以内に、そのアフリカ人がまだ自分のところで働いている旨をアフリカ人の身元保証書に正しく記入しなければならない。

100

アフリカ人は、市労働係官の許可なしに3日間以上、町で「自分のために営利活動を行なう」ことはできない。

101

そのような許可が与えられたときには、特定の日までそのような仕事を行なうことを許可された旨と、その間、住むことを許可された場所を、身元保証書に裏書きしてもらわなければならない。

第4章 教 育

第26条 (1)すべて人は、教育を受ける権利を有する。……また、高等教育は、能力成績本位で、すべての者に均等に開放されていなければならない。

(2)教育は、人格の完全な発達と人権及び基本的自由の尊重の強化とを目標としなければならない。教育は、すべての国及び人種的又は宗教的団体の間に理解と寛容と友好関係とを増進……しなければならない。

(3)親は、その子供に施さるべき教育の種類を選択するについて優先的権利を有する。

世界人権宣言

102

南アフリカでは、アフリカ人の子供を教育するための学校は、政府に登録されない限り開くことができない。しかも、もしバンツール教育大臣がその学校はアフリカ人の利益になるものではないと思えば、自由にその登録を拒否することができる。この法律に違反すれば 280ドル以下の罰金または 6 か月以下の禁固刑に処せられる。

103

バンツール教育大臣は、そのような学校がアフリカ人のためにならないと云って登録を拒否することによって、教会がアフリカ人信者の児童のために学校を開くのを阻止することができる。

104

バンツール教育大臣は、どんな時でも、また何らの理由を説明することなしに、それまでアフリカ人種族や共同体が開いている学校に与えていた補助金を打ちきることができる。

105

もし町に住んでいるアフリカ人が、自分の 2,3 のアフリカ人の友人のために自宅で読書を書きを無料で教えれば、それは刑事犯として、280ドル以下の罰金または 6 か月以下の禁固刑に処せられる。

106

もし白人が、毎週 2,3 時間、自宅で自分の召使いに読み方を教えれば、それは刑事犯となる。

107

もしアフリカ人の牧師が、自分の信者のために定期的にクラスを開いて聖書の読み方を教えれば、それは刑事犯として罰せられる。

108

私立の通信教育学校が、どのコースであれバンツール教育大臣の許可なくして、アフリカ人を

学生として入学させれば、それは刑事犯となる。

109

フォート・ヘア大学はアフリカ人のホワクサ族のためにあるが、この大学は11人から構成される理事会の管理の下におかれている。理事のうち8人は州知事が任命することになっている。

111

フォート・ヘア大学の理事会は、何らの拒否の理由を説明することなく、そうすることが大学のためになるという理由だけで、いかなる人（たとえ、彼がホワクサ族の一員であるにしても）に対しても、学生として入学するのを拒否することができる。

111

ズールーランド大学はアフリカ人のズールー族やスワジ族のためにあるが、その大学は、州知事が任命する8人を含む11人の理事からなる理事会によって管理される。

112

ズールーランド大学理事会は、学生を理事会が選んだ場所に住ませ、かつ大学の管理下にある、どの場所で学生が講義を受けるべきかを決定することができる。

113

アフリカ人の身体障害児に特別の教育を与える学校は、バンツール教育大臣が「自由裁量で」許可しないかぎり、設立することができない。また、たとえ許可されたとしても、大臣はいかなる時でもそれを撤回することができる。

114

バンツール教育大臣の許可なくして、アフリカ人の身体障害児に特別の教育を与えるものは誰でも、刑事犯として560ドル以下の罰金または1年以下の禁固刑に処せられる。

115

もしアフリカ人の学生が、バンツール教育大臣の許可なくしてケープタウン大学で1回でも講義を受けると、それは刑事犯として280ドル以下の罰金を命じられるか、または6か月以下の禁固刑に処せられる。

116

「南アフリカ人の白人文化をよく知らせる目的」をもった講義を外国の大学に設けるために給費金や補助金を与え、また基金を提供することによって、「南アフリカの白人文化」を「発展、保存、育成、拡大」する。

第5章 結婚, 集会, 結社

第16条 (1)成人に達した男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限を受けなくて、婚姻しまた家庭をつくる権利を有する。……

(8)家庭は、社会の自然なしかも基本的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第20条 (1)人はすべて、平和的な集会及び結社の自由について権利を有する。

世界人権宣言

117

その町に生まれ、その町で50年間も生活してきたアフリカ人でも、アフリカ人の友人の訪問を受けたり、かつその友人と72時間以上一語にすることはできない。

118

南アフリカではどこでも、特別の許可を受けない限り、白人と非白人が喫茶店で一ぱいのお茶さえ飲むことができない。飲めば法律違反となる。

119

特別の許可がなければ、アフリカ人教授は白人のクラブで講演をすることができない。たとえそのクラブが招待したとしても、それは刑事犯となる。

120

有色人が町で映画を観ることは（たとえ特に設けられた席に座っているにしても）特別の許可がない限り、犯罪行為である。

121

アフリカ人が町の教会の祝名祭に出席すると、特別の許可が発行されていない限り、犯罪となる。

122

もし有色人街に映画館がない場合、白人とは別の入口、座席、「およびその他の施設」が有色人のためにあれば、有色人がその町で映画をみてもよいとの許可が出される。

123

白人オーケストラは、たとえ聴衆が分離されていても、アフリカ人の合唱団と公演することはできない。

124

アフリカ人は、白人大学の学生が行なうカーニバルを見物することができない。茶菓のサービス受けないと条件で、有色人やアジア人には見物許可がおりる。

125

もしアジア人（または有色人、アフリカ人）が、アパルトヘイト法への抗議手段として、白人専用のベンチに座ったとすれば、それは犯罪行為となり、840ドル以下の罰金、または3年以下の禁固刑、または10回以下のむち打ち刑、またはは罰金と禁固刑の両方、または罰金と苦刑の両方、または禁固刑とむち打ち刑の両方を受ける。

126

もし講演者が何かの会合で話しをし、その結果、聴衆の1人が、アパルトヘイト法への抗議方法として、白人専用の郵便局でカウンターを使用したとすれば、その講演者は犯罪行為を犯した

ことになり、1400ドル以下の罰金、また5年以下の禁固刑、または10回以下のむち打ち刑、または罰金とむち打ち刑、または禁固刑とむち打ち刑を受ける。第2回目のまたはその後の有罪決定の場合には、裁判所は罰金だけでなく、罰金と禁固刑またはむち打ち刑に処す義務がある。

127

アパートヘイト法反対抗議によって有罪となった人の家族に援助を行なった者は、誰でも有罪となる。

128

もし上述のような理由で有罪となった者が、抗議運動を援助する金銭を受取った場合、その金は国に没収される。

129

もし有罪となった人が48時間以内に罰金を払えないと、裁判所は、彼の財産を売って罰金やその他の費用を支払うよう命ずることができる。

130

もし犯罪者が出生または家系によって南アフリカ市民でない場合、州知事は彼を望ましからざる人物と見なし、南アフリカから出国させることができる。彼は出国まで一時的に拘留される。

131

法務大臣は、通告によって、有罪となった人がその通告に指定されている地域に滞在したり、またははそこから出ることを禁止することができる。

132

郵政当局はいかなる書簡をも開封し、それに抗議運動を援助するための金額や原稿が入っているかないかを調べる権限をもっている。もし内容がそうであることがわかれば、発信者または受取人がその間違いを証明できないかぎり、それは国に没収される。

133

もし、駅に待合室が1つしかない場合、駅長は合法的にその待合室を白人専用にすることができ、もし白人以外の人が意識的にそこへ入ると犯罪となり、140ドル以下の罰金または3か月以下の禁固刑、または罰金と禁固刑の双方に処せられる。

134

1937年以後に設置された病院を運営し、バンツァー行政開発大臣の許可なくして、アフリカ人を病院に入れたものは（緊急の場合をのぞいて）、罪を犯したことになる。

135

アフリカ人が、いかなる時でも、屋敷の所有者またはその合法的居住者の許可なくして、屋敷内で働く友人を訪ねることは、不法である。

136

バンツァー行政開発大臣は、地方当局の反対がなく、かつその家がある場所からそのような集りが好ましくないと考えると、官報に通告をのせるだけで、町のある個人宅でアフリカ人が出席する社交的集りを開くことを禁止することができる。

137

「外見上の様子から確かに」または「一般的な受入れられ、かつ世評から」白人で、かつ「外見上の様子から確かに」または「一般的な受入れと世評から」白人でない人との性行為をもった未婚の男性は、もしその申し立てられた犯罪が行なわれた時、彼女が「外見上の様子から確かに」または「一般的な受入れと世評から」白人であったという正当な信ずべき理由があっ

たことを裁判所で満足いくように立証することができないかぎり、犯罪者として、7年以下の制強重労働の刑に処せられる。

138

バンツ－行政開発大臣は、どんな時でも、もしその地域の市議会が同意し、かつアフリカ人の入院がその地域の住民に「迷惑となっている」と判断すれば、市の病院にアフリカ人が入る（急患の場合は除いて）のを禁止することができる。その禁止に従わない院長は、犯罪者として、最初の有罪判決で28ドル以下の罰金、または3か月以下の禁固刑、または罰金と禁固刑の両方、または禁固刑のみ、第2回目またはその後の有罪判決の場合は、70ドル以下の罰金または3か月以下の禁固刑、またははそのような罰金と禁固刑、または禁固刑だけに処せられる。

139

もし白人が町の家屋内で黒人のために催しものを行なうと、バンツ－行政開発大臣は、市議会に対し、そのような催しものを命令された期間中、少なくとも6か月以上はやめさせることをその白人に指示するよう要請できる。

140

もし結婚担当官が白人と有色人の女性との結婚式を行なうと、その女性は間違っって白人とされているとして、結婚は無効となる。

141

たとえ白人の南アフリカ市民が海外で有色人の女性と合法的に結婚したとしても、南アフリカではその結婚は無効で、効力をもたない。

142

南アフリカ看護理事会は、すべての看護婦や助産婦の登録を行なうが、法律によって、白人、有色人、アフリカ人を別々に登録しなければならない。南アフリカ看護協会は、すべての勤務中の看護婦や助産婦から構成されるが、法律によって、白人、有色人、アフリカ人の会員のために、別々に会議を開かなければならない。

143

「緊急時を除き」、有色人の看護婦の管理の下にある病院に白人の見習い看護婦を入れた者は、犯罪者として560ドル以下の罰金をかけられる。

144

バンツ－行政開発大臣は、もしその地域の市議会が同意すれば、どんな時でも市の娯楽施設から黒人を締め出すことができる。そのような禁止に従わないアフリカ人は、犯罪をおかしたことになる。

145

その地域の市議会の反対がなければ、バンツ－行政開発大臣は、誕生祝いのパーティーに出席すると思われるアフリカ人の数から、その集りが好ましからざるものになると考えれば、町で誕生日を祝う集りをいつでも禁止することができる。そのように禁止された誕生日に出席したアフリカ人は、有罪となる。

146

あるアフリカ人が政府の先買いから部族の土地を守るために部族が開いた10人以上の会合に出席し、弁護料の寄付を求めれば、非合法的会議を開いたとの罪をとわれる。

147

法務大臣は、書面による通告で、清算人リスト（第193項参照）に名前がのっている人はいかなる場所、いかなる時にも「ある特定の種類の集会」に出席しないよう要請することができ

る。そのような通告に従わない者は、3年以下の禁固刑に処せられる。

148

ある家の一室で集会があり、その間、別の部屋にいたが、その集会に出席した人々と個々に話しあえば、集会に「出席」したとして罪にとわれる。

149

夕食に2人の友人を招待しただけで、「集会」に出席したとして有罪になる。

150

官報での通告による公式承認がなければ、居住者の人命や財産を存するために団体をつくったアフリカ人は、犯罪者として280ドル以下の罰金または1年以下の禁固刑に処せられる。

151

もし党員が同じ種族に属する人々であるか、またはアフリカ人または白人または有色人だけの場合を除き、政党をつくることは不法である。

152

もしある政党に白人とアフリカ人（またはアフリカ人と有色人の党員）が党員として入っていれば、すべての党員は刑事犯となり、最初の有罪判決のさいは、最低420ドルまたは840ドル以下の罰金、または最低6か月もしくは12か月以下の禁固刑、またはそのような罰金と禁固刑、再犯またはそれ以上の累犯の場合は最低1,400ドルもしくは2,800ドル以下の罰金、または最低1年もしくは2年以下の禁固刑、またはそのような罰金と禁固刑に処せられる。

153

もし有色人が白人が入っている政党の管理人となれば、それは有罪となり、152項に述べられている刑を受ける。

154

有色人代表理事会選挙に指名された有色人の選挙委員となったアフリカ人は、有罪として、152項に述べられている刑を受ける。

155

もし白人が有色人が大多数を占めるような集会で演説し、聴衆にどんなものであれ政党への支持を求めれば、彼は有罪となり、152項に述べられている刑を受ける。

156

もし有色人が白人が大多数を占める集会で、議会選挙に指名された白人を支持する演説をすれば、彼は有罪となり、152項に述べられている刑を受ける。

157

もしある政党が、党の利益を増すために、南アフリカ以外の国の支持者からいかなる額であれ金銭を受領すれば、党の役員は有罪となり、152項に述べられている刑を受ける。

158

もしある南アフリカ人がある政党の利益を増すために、または選挙である候補者を支持するために、南アフリカ以外の国の友人から金銭を受取ると、彼は有罪となり、152項に述べられている刑を受ける。

第6章 税 制

第7条 すべての人は、法の前にて平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。

世界人権宣言

159

すべてのアフリカ人は、男女を問わず、18歳になると、65歳になったことを役人に十分納得させないかぎり、すべての南アフリカ人が払う普通の所得税のほかに、年に少なくとも4.9ドルの税金（一般税として知られている）を支払う義務が生ずる。

160

アフリカ人市街地に居住するすべてのアフリカ人は、年に1.4ドルの税（地方税として知られている）を支払う義務がある。

161

アフリカ人が一般税または地方税から免除されるのは、彼が、なかんずく、「困窮している状態にあり、かつどうしようもない理由から税金を支払うだけの十分な収入を得ることができなかった」と役人を納得させることができたときだけである。

162

もしアフリカ人の年齢がはっきりしない場合は、関係担当官に18歳になったと思われ、かつ彼がそれを十分反論できなければ、一般税を支払わなければならない。

163

ある特定の地区においては、白人の警官はどんな時でも、町の通りを歩いているアフリカ人がこれらの税金を支払う義務があると思うと、彼をとめ、彼の一般税や地方税のレシートを検査することができる。

164

もしアフリカ人がそのような要求に従わない場合は、彼を逮捕し、バンツール問題弁務官のところに連れて行くことができる。ついで弁務官は滞納分も含め、そのような税支払いの取決めがなされるまで、彼を拘置することができる。

165

もしアフリカ人が失業中であれば、バンツール問題弁務官が適切だと思ふ職業を受諾するよう彼に要請することができる。もしアフリカ人がそれに従わなければ、刑事犯となる。

166

もしアフリカ人が3か月以上にわたって一般税または地方税を滞納すると、彼は有罪となり、2.8ドル以下の罰金または7日以下の禁固刑に処せられる。

167

そのような犯罪の有罪判決を受けたアフリカ人は、裁判所から刑罰のほかに、税金を支払うか、1.4ドル毎に7日間以下の割合で、「重労働または重労働なし」で禁固刑に処せられる。

第7章 土地所有制度

第7条 すべての人は、法の前において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。

世界人権宣言

168

すべてのアフリカ人は、南アフリカのどの土地をも所有する権利をもたない。また、現在の政府は、たとえバンツール地区であってもアフリカ人にそのような権利を与える意志は全然ない。

第8章 宗 教

第18条 人はすべて、思想、良心および宗教の自由について権利を有する。この権利は、自己の宗教や信仰を変える自由および単独であるいは他の者と共同で、公的にも私的にも、自己の宗教または信仰を布教、行事、礼拝および儀式を通じて表明する自由を含む。

世界人権宣言

169

もしバンツール行政開発大臣が、アフリカ人が普通出席している教会の礼拝に多数で出席するのが好ましくないと考え、それに都市当局が同意すれば、官報での通告によってアフリカ人が都市での礼拝に出席するのを禁止することができる。

170

バンツール行政開発大臣の事前の承認がなければ、アフリカ人のための教会を町に建てることはできない。

171

もしバンツール行政開発大臣が、礼拝が行なわれている場所への道をアフリカ人が通ると、その地区の住民に「迷惑になる」と考え、その地区の市議会がそれに同意すれば、どのようなものであれ、アフリカ人が礼拝に出席するのをいつでも禁止することができる。その禁止に従わないアフリカ人は刑事犯として、第1回の有罪判決で、28ドル以下の罰金または2か月以下の禁固刑、またはそのような罰金と禁固刑、再犯またはそれ以上の累犯の場合には70ドル以下の罰金または3か月以下の禁固刑に処せられる。

172

もしバンツール行政開発大臣が、アフリカ人が多数で出席するのが好ましくないと考え、市議会がそれに同意すれば、町で開かれる教会員のための集会にアフリカ人が出席するのをいつでも禁止することができる。そのような禁止に従わないアフリカ人は、有罪となる。

第9章 意見と表現

第19条 人はすべて、意見および発表の自由について権利を有する。この権利は、自己の意見について干渉を受けない自由およびあらゆる手段によりかつ国境を越えて情報および思想を探求したり入手したり伝達したりする自由を含む。

世界人権宣言

173

白人が、アフリカ人グループに対し、アパルトヘイト法が不正であり、従うべきものでないと話せば、彼は有罪となり、280ドル以下の罰金または1年以下の禁固刑、もしくはそのような罰金と禁固刑に処せられる。

174

もし白人がそのような判決を下され、かつ彼の声明がバンツール地区で行なわれたのであれば、公的命令によって、命じられた期間中はその地区に入ったり、滞在することを禁じられる。この命令に従わないと、有罪となり、280ドル以下の罰金または1年以下の禁固刑、およびその地区からの退去を命じられる。

175

もしそのような判決を受けた白人が、南アフリカで生まれなかった南アフリカ市民の場合、彼は公的命令（審理や裁判所での反論権を与えられることなく）によって、好ましからざる人物として逮捕され、拘禁され、その後国外追放となり、どんな時でも南アフリカへ帰ることを許されない。もし帰国すれば有罪となり、拘禁され、個々の事件によって違うが罰金または刑期を終えてから国外へ退去させられる。

176

南アフリカ出版管理評議会は、9人（すべて白人）から構成され、すべて政府が任命し、給料を支払う。評議会の機能の1つは、白人の子供と白人でない子供とが同じ教室で勉強している様子、白人と非白人が一緒にダンスをしている様子、白人と非白人の男女が抱きあったり、キスしあったりしている様子を示した映画の上映を阻止することである。

177

南アフリカ出版管理評議会の別な仕事は、人種統合を認めたり、または人種や皮ふの色による差別を認めないような教育ドキュメンタリ映画の上映を阻止することである。

178

新聞が、アパルトヘイトがアフリカ人民にとって不正なものであると厳しい言葉で主張したために、白人とアフリカ人の間の関係をそこねた、という裁判所の判決をのせれば有罪となる。それは最初の有罪判決で、420ドル以上700ドル以下の罰金または6か月以内の禁固刑、もしくはそのような罰金と禁固刑の両方に処せられる。第2回目の場合は、1400ドル以上2,800ドル以下の罰金または6か月以内の禁固刑、もしくはそのような罰金と禁固刑、第3回目またそれ以上の累犯の場合は、2,800ドル以上の罰金または6か月以内の禁固刑、もしくはそのような罰金と禁固刑に処せられる。

179

もし南アフリカ出版管理評議会が、そのような書籍がアパルトヘイトとは南アフリカの白人以外の人々にとって不正なものであるとの印象を与えるものであると考えれば、官報での通告によって、ある特定の出版社のすべての本（特別の許可を得たものを除く）の輸入を禁止することができる。

180

カメラマンが、刑務所所長の許可なくして刑務所内や入獄者の写真をとれば有罪となり、280ドル以下の罰金または1年以下の禁固刑、もしくは罰金支払いの選択なく禁固刑に処せられる。

181

刑務所所長の許可なくして、たとえ逮捕される前のものであっても、雑誌発行者が入獄者の写真をのせることは有罪である。

182

州知事は、そのような情報が「白人と非白人とを対立」させるものと判断すれば、「白人」農場で働くアフリカ人が、不当な扱いを受けていることを示すような文書の発行を禁止することができる。その文書の発行者は2週間以内にそのような禁止を却下するよう裁判所に申立てる権利を有するが、もし彼がその情報が「出版物の性質と結果から白人と非白人との敵対感情を引き起すような性質のものではない」と証明できないかがり、彼の申立は失敗することになる。

183

もしアフリカ人が、不正なアパルトヘイト法に抗議する平和的デモに参加するようにと求めた手紙を他のアフリカ人から受けると、彼は、そのような犯罪が行なわれたとの証拠を探すために、治安判事の許可証によっていつでも家宅捜査を受ける。

184

もしそのような手紙がタイプで打ってあれば、タイプライターは没収され、治安判事の所に運ばれる。判事はそれをこわしてしまうよう命ずることができる。

185

もしそのようなアフリカ人が、自分の住むバンツール地区以外でその犯罪をおかせば、命じられた期間中、そのバンツール地区から外へ出ることを禁じられる。

186

もしそのようなアフリカ人が南アフリカ以外の国で生まれた人ならば、バンツール行政開発大臣は彼を好ましからざる住人と宣言することができる。

187

南アフリカの国以外で生まれたアフリカ人（たとえ彼が南アフリカに50年も住み、罪も犯し

ていないにしても)は、もしパンツ-行政開発大臣が、彼が南アフリカにいたことが「一般市民の利益」に反するものと見なせば、好ましからざる人物と宣言される。

188

もし新聞編集者が、刑務所で不当な扱いを受けたとの前囚人の宣誓陳述書をのせ、後でその申立てが間違っていたことが判明すれば、編集者が妥当な措置をとってその申立てが正しいと証明しない限り、有罪となる。

189

南アフリカの法律に従えば、過去において「共産主義」の目的を支持または奨励したとの理由で、(裁判所での事前の公開の審理や「共産主義者の」裁判所での反論する権利も認められることもなく)役人の判断によって「共産主義者」であるとみなされる。

190

南アフリカの法律に従えば、「共産主義」とは、なにかんずく、「同共和国内でのヨーロッパ系と非ヨーロッパ系住民との間の対立感情を奨励することを目的としたあらゆる教義もしくは制度」であり、その結果が「非合法的行為や不作為のおどしによって共和国内の社会的変更をもたらす」との目的を「さらに達成しようとするものである。」

191

法務大臣は、書面による通告によって、共産主義者に対し、自分の属する団体から辞職し、その他の特定の団体の活動に参加するのをやめ、かついかなる集会にも出席しないよう要請することができる。そのような通告の条件を否認すれば有罪となり、3か月以下の禁固刑に処せられる。

192

いかなる団体も、事前通告のない役人の行為によって、共産主義(第190項参照)の目的を進められる活動に従事しているとして、「非合法的団体」と宣言されうる。一度そのような宣言がなされると、「非合法的団体」のバッジをもっている人は有罪として、1年以上2年以下の禁固刑に処せられる。

193

清算人と呼ばれる役人は、法務大臣の指示に従って、「非合法的団体」の会員または積極的支持者であるか、もしくは過去においてそうであった人々のリストを作成する。清算人は、何らの理由を述べることなく、「自分の名前がのせられる理由がないことを立証する適当な機会」を与えた後に、いかなる人の名前をもそのリストのなかに含むことができる。

194

清算人は、そのリストを作成するにあたって、いつでも事前通告なく「彼が適当だと考える場合、家に入り、個人的にまたは他の人の前で、いかなる人に対して質問する」ことができ

る。

195

一度名前が清算人のリストにのせられると、法的手続きをとってその間違いを実証しないかぎり、そのリストは正しいものとみなされる。

196

もし清算人のリストにのっている人が弁護士の場合、司法長官の申し込みによって、彼の名は最高裁判所によって弁護士名簿から取り消される。

197

いかなる定期刊行物でも、それが共産主義（第 190 項参照）の目的達成に貢献する情報をのせる手段として役立つと思われるば、事前通告もなく、役人によってその発行が禁止される。

198

南アフリカでは新聞を発行する前に、その所有者は、国務大臣は共産主義の目的が達成される（第 197 項参照）との理由で出版物を禁止する必要があると「信ずべき理由がない」との証明書を書かなければならない。もしそのような証明書が発行されないときは、新聞の所有者は、新聞の発行される前に、国務大臣に2万8,000ドル以下の金額を預託しなければならない。もし国務大臣が後日その新聞を禁止した場合、預託金は、国務大臣が適当と思われる金額を差し引いた後、国に没収される。

199

もし国務大臣が、一度南アフリカに住んでいた人が「共産主義」（第 190 項参照）の目的を進める活動に参加しているとの結論に達すると、大臣は官報での通告で、しかもその人には知らせることなく、そのような人の声明や文章をいかなる形であれ出版または配布することを禁ずることがきる。

200

誰の家であれ人の家の壁に「アバルトヘイト打倒」と書くアフリカ人は、有罪となり、罰金制を選ぶ権利もなく、6か月以下の禁固刑に処せられる。

201

南アフリカのある特定の地域においては、政府役人の書面による承認もなく、10人以上のアフリカ人の出席する集会で演説する人は、有罪となり、840ドル以下の罰金または3年以下の禁固刑に処せられる。

202

もし南アフリカで発行された週間誌のある号が好ましくないと考えられ、かつ評議会がそれ以後の号も好ましくないと認める意見であれば、その週間誌のすべての号が、官報での通告で、好ましくないとして禁止される。

第10章 出 入 国

第13条 すべて人は、自国その他いづれの国をも立ち去り、および自国に帰る権利を有する。

世界人権宣言

203

旅券またはその他正当な旅行書類を持たずに南アフリカを立ち去るアフリカ人は、有罪とされる。

204

アフリカ人は、法により要求される許可証を持たぬ限り、外国の大学で奨学金を受けるために南アフリカを離れることはできない。内務大臣は、申請者が永久に南アフリカを立ち去ると約束しないときには、その許可を出すのを拒否することができる。もし、そのような約束をして許可を受け、南アフリカを立ち去ったあと、帰国したときには、たとえ南アフリカに生まれた者であっても、入国管理法に定められた「禁止人物」に該当し、また刑事犯として罰金の選択権なしに、3月以上2年以下の禁固刑に処せられる。

もし「禁止人物」が南アフリカ国内で発見されたときには、刑事犯として罰金の選択権なしに、3か月以上の禁固刑に処せられ、さらに、刑期を終えたあと南アフリカから退去させられる。

第11章 人種と皮膚の色

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

世界人権宣言

205

内務大臣またはその代理人が行なった南アフリカ共和国の住民登録には、それぞれ白人、アフリカ人、有色人に分類されたうえ、すべての南アフリカ国民の氏名が記入されている。

206

白人は、「(1)外見上、明らかに白人であり、一般に有色人と認められていない者、または(2)一般に白人と認められ、外見上、明らかに白人以外の者ではない者」である。ただし、外見上、白人で、一般に白人と認められている者でも、「両親のいずれかが他の人種のメンバーとして分類されている場合には」白人として分類されない。

207

ある人物が、自分の分類のため、白人または有色人だと主張した場合、確かにそうであるという「拳証責任」はその人物にあり、「正当な疑問の余地がないところまでそれを立証」しなければならない。

208

「外見上、明らかに白人」で、「一般に白人と認められている」者でも、両親のいずれかが有色人と分類されている場合には、白人として分類されない。

209

アフリカ人は、「実際にアフリカのいずれかの原住民または部族民である者、または一般にそう認められている者」である。

210

有色人は、「白人でもアフリカ人でもない者」である。

211

18歳に達した者はすべて、写真を添付し、白人、有色人、アフリカ人の区別を明記した身分証明書を携行しなければならない。アフリカ人の場合は身分証明書にさらに、所属している人種グループまたは種族が明記されていなければならない。

212

権限のある係官は、いつ、いかなる者に対しても、身分証明書の提示を求めることができ、提示はその係官が指定する警察署に7日以内に行なわなければならない。提示を行わないときには、刑事犯として140ドル以下の罰金に処せられる。

注 これらの条項を、アフリカ人による身元保証書の提示について規定された要求事項や罰則と比較してみよ。(第57項参照)

213

両親のいずれかが、かつて「一般に白人とは認められていなかった」と認めた者は、有色人の子孫であることを自発的に認めたものとみなされる。

214

実際にアフリカ人でないが、「外見上、明らかにアフリカ人である」者は、自分が実際にはアフリカ人でなく、一般にアフリカ人と認められていないことを立証して拳証責任を果たさぬ限り、住民登録にアフリカ人として分類される。

215

「外見上、明らかに白人」であっても、両親のいずれかが白人、他方が有色人として分類されている者は、有色人として分類されなければならない。

216

ある者が「外見上、明らかに白人」であるかどうか決定する際、関係係官は、その人物の「習慣、言語、一般的態度ふるまい」を考慮に入れなければならない。

217

ある者が「一般に白人と認められている」ことを立証できないときは、その人物が「外見上、明らかにアフリカ人」でない限り、「一般に有色人と認められている」ものとみなされる。

218

「外見上、白人でないことが明らかでない」者が、雇われている地域では「一般に白人と認められている」が、住んでいる地域ではそう認められていないときには、白人として分類することはできない。

219

住民登録に白人と分類され、それに相当する身分証明書が発行されてから25年後でも、内務大臣は、その事例を委員会に付託することによってその人物の再分類を求める権利を有する。委員会の決定は最終的なもので、拘束力を持っている。ただし、再分類された者には、その決定に対して最高裁判所へ上訴する権利がある。

220

ある者が（委員会以外のところで）白人と分類されたあと、有色人に分類すべきだと内務大臣が判断したときには、いつでも、その者に通告し、事情聴取の機会を与えたのち、そのように分類を変更することができる。

221

委員会が、事情聴取ののち、それまで「有色人」と分類されていた者を「白人」と再分類したとき、内務大臣は、最高裁判所へ上訴することによって、「有色人」として元の分類に戻すよう求めることができる。

222

行政措置によって、あるアフリカ人に対し、アフリカ人のため特に定められているひとつまたはそれ以上の法律からの適用免除証明書を与えられることがあるが、このような適用免除証明書は、理由を明らかにせずに、いつでも取り消される。

第12章 スポーツ

223

南アフリカ国内のいかなるところでも、個人競技、団体競技、一部団体競技のいかなを問わず、白人と非白人が互いに競争するスポーツ行事を開催することはできない。

224

特別許可を受けない限り、白人と非白人が同じスポーツ行事に観客として出席することはできない。

225

別々の入口、座席、便所の設備がある場合に限り、有色人に対し、町で開催される国際競技または地方競技に出席する許可を与えることができる。

226

「その地域の白人住民が妨害を受けないような場所にある」競技場で地方レベル以下の競技が開催されるときには、有色人に出席する許可を与えることができる。

227

南アフリカ国内のいかなる町でも、アフリカ人と有色人がいっしょに参加する競技を開催することはできない。

228

白人と非白人で構成される南アフリカ・チームは、国際トーナメントまたは国際競技に参加することはできない。

229

特別許可を受けない限り、非白人は、南アフリカ国内のいかなる町で開催される全国ゴルフ選手権大会にもゴルフ・クラブの招待客として参加することはできない。

第13章 「分離発展」

230

バンツール族政庁（「バンツール地域に対するバンツール族の支配」を確保するための制度のひとつ）は、酋長または首長と多数の評議員で構成される。バンツール行政開発大臣は、いつでも、酋長または首長を解任し、評議員の任命を取り消すことができる。バンツール問題弁務官は、酋長または首長によって選ばれた者を評議員に任命するのを拒否することができる。バンツール行政開発大臣または白人係官は、自分が好むときに、バンツール族政庁の会議に出席し、審議に参加することができる。警部以上の警官は、好きなときに、そのような会議に出席することができる。普通の警官も、警部以上の警官から必要な指示を受けたときには、そのような会議に出席することができる。

231

トランスカイのアフリカ人に自治を与える趣旨の憲法は、109人のメンバーで構成される立法機関を設置するよう定め、そのうちの65人は酋長をあてるよう規定している。すべての酋長は、南アフリカ政府の任命によってその職につき、政府の定める権限と義務を持ち、政府から報酬を受け、政府によっていつでも解任される。トランスカイの「自治」立法機関で可決された法律でも、南アフリカ共和国の州知事の同意を受けない限り、効力を持つことはできない。

232

南アフリカ共和国の州知事は、トランスカイの酋長を含むすべてのアフリカ人の「最高の酋長」である。彼は、逮捕、留置の広範な権限を持ち、無制限かつ共和国議会にはかゝることなく、これら権限を実施することができる。

233

州知事は、「一般民衆の利益のため好都合と判断したときには」いつでも、トランスカイの種族または種族の一部に対し、占拠している地域から他の地域に移動するよう命令することができる。

234

このような退去命令には、事前の通告は必要でなく、いかなる法廷も、命令を受けた者に救済措置をこうずることはできない。

235

このような命令に従わない種族は、それまでいかに長くその地域を占領していようと、州知事が定める他の地域に強制的に移動させられる。

236

州知事は、「平和と秩序と善政を促進するために」必要と判断したときにはいつでも、トランスカイのアフリカ人の集会を禁止する規則を定めることができる。

237

バンツール問題弁務官の文書による認可がなければ、政府にいかなる救済措置を要求する集会も、トランスカイで開催することはできない。

238

バンツール問題弁務官の文書による許可なしに、学校当局に反対の行動を計画するため会議を開いたトランスカイの学生は、有罪とされる。

239

単にその会議が開かれている建物の中にいたと立証された学生でも、その会議に参加しなかったと立証しない限り、有罪とされる。

240

トランスカイのアフリカ人スポーツ協会は、バンツール問題弁務官の事前の許可なしに会議を開くことができる。ただし、警官がその会議を違法と判断したときには、会議を禁止することができる。

241

警官は、トランスカイで開かれた無許可集会の参加者に解散を命令することができる。もし、彼らがこの命令に従わないときには、有罪とされ、警官は彼らを解散させるため、武力を使うことができる。

242

バンツール問題弁務官が、宗教目的のためにトランスカイでの集会を許可したときには、事前の通告なしに、いかなる者に対しても、出席を禁止することができる。

243

トランスカイの「禁止地域」に住んでいない者は、（たとえ、そこに土地を所有し、登録された納税者であっても）バンツール問題弁務官の許可なしにその地域に立ち入ることはできない。

注：南アフリカ共和国の当局は、いかなる地域をも「禁止地域」と宣言することができる。実際、少しでもアパルトヘイトに反対の動きがあった地域はすべて、「禁止地域」と宣言されている。

244

許可なく「禁止地域」に立ち入った非居住者は、有罪とされ、酋長によって直ちに逮捕される。

245

そのような非居住者が不法に立ち入ったことを知りながら、その事実を当局に知らせない者は、有罪とされる。

246

「禁止地域」の居住者で、係官または酋長から許可を受けずにその地域から立ち去った者は、有罪とされる。

247

バンツァー問題弁務官が、「禁止地域」からの居住者の退去を認める許可を出すとき、そのような許可にいかなる条件をつけることもでき、そのような条件を守らない者は、有罪とされる。

248

「禁止地域」に不法に立ち入ったり、その地域から不法に立ち去った者の刑事訴追において、それぞれの場合について、その者が居住者であるとか、居住者でないということを立証する挙証責任は被告側にある。

249

必要な許可なく「禁止地域」に立ち入った者に有罪判決を言い渡す法廷は、被告がその地域に立ち入るときに使用した自動車を州から没収するよう命令することができる。

250

たとえ拳銃所持の免許を持っている者でも、「禁止地域」に立ち入るときは、拳銃をバンツァー問題弁務官に引き渡さなければならない。拳銃を引き渡さない者は、有罪とされる。

251

酋長のボディガードが使用する残虐な方法を批判する記事を掲載した新聞の管理者は、有罪とされる。

252

バンツァー問題弁務官が不正な命令を出したので、解任すべきだと近所の人たちに不平を訴えたアフリカ人は、有罪とされる。

253

「禁止地域」への立ち入りを拒否されたアフリカ人商人が、バンツァー問題弁務官事務所の事務員に対し、命令が撤回されるまで商品を配達するのを中止すると告げたときには、有罪とされる。

254

バンツァー問題弁務官が政府のアパルトヘイト政策を説明するために召集した集会に出席しないよう近所の人たちに話したアフリカ人は、有罪とされる。

255

子どものころから住んでいた南アフリカ国内の町からトランスカイに移ったアフリカ人教師が、居住する管轄の酋長に伝統的なあいさつをしないときは、有罪とされる。

256

酋長は、バンツール行政開発大臣の権限の委任を受けて、アフリカ人に対し、その住居から立ち退き、酋長の管轄内の他の場所に永住するよう命令することができる。このような命令に従わないときには、刑事犯になる。

257

このようなアフリカ人が、その命令は誤って彼に送達され、他の者にあてたものと立証しても、裁判所には、控訴審が行なわれている間、命令の執行猶予を言い渡すことはできない。

258

バンツール問題弁務官に確認されたのちも、アフリカ人がこのような命令に従わないときには、酋長はそのアフリカ人を強制的に退去させ、補償責任を負わずにその住宅を解体することができる。

259

バンツール行政開発大臣は、いつ、いかなる者に対しても、トランスカイ内のある場所に立ち入ったり、残ったり、あるいはその場所から立ち去るのを禁止することができる。このような命令に従わないときには、刑事犯になる。

260

ある者が「禁止地域」に無許可で立ち入ったことについてアフリカ人が情報を持っていると警官が疑いを持ったとき、警官は令状なしでそのアフリカ人を逮捕することができる。

261

このようなアフリカ人が逮捕されると、無許可立ち入りに関するすべての尋問に「全面的かつ誠実に」答えるまで、取調べを受け、留置される。アフリカ人は、バンツール行政開発大臣から許可を受けない限り、弁護士と相談することはできない。

262

有色人の「分離発展」を規定する法律に基づき、選挙で選ばれた40人と指名された20人の評議員で構成される有色人代表評議会が設置されている。評議会執行部議長は、州知事によって任命され、州知事がいつでも解任することができる。評議会は有色人の特定事項に関する法律を立案する権限を与えられているが、いかなる法案も、有色人問題大臣の承認がなければ、評議会に提出することはできない。

263

アジア人の「分離発展」を規定する法律に基づき、インド人問題大臣によって任命された25人のインド人で構成される南アフリカ・インド人評議会が設置されている。評議会は助言する権限しか持たない。インド人問題大臣と同大臣によって指名されたインド人問題省の係官は、評議会のいかなる会議にも出席して討議に参加することができる。

第14章 法 の 原 則

前文 人間が専制と圧迫とに対して最後の手段として反逆に訴えざるを得ないようになるのを防ごうとするならば、人権を法の規律によって保護することが、肝要である。

第7条 すべて人は、法の前において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 人はすべて、憲法又は法律によって与えられている基本的権利を侵害する行為に対して、権限ある国内裁判所による有効な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、専断的な逮捕、拘禁又は追放を受けることはない。

第10条 人はすべて、自己の権利及び義務の決定ならびに自己に対する刑事上の訴追の決定に当り、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けるについて完全に平等の権利を有する。

第11条 刑事犯罪の訴追を受けた人はすべて、自己の弁護に必要なあらゆる保障を与えられた公開の裁判において、法律に従って有罪と立証されるまでは、無罪であると推定される権利を有する。何人も、その行為の時には国内法によっても国際法によっても刑事犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために、刑事犯罪について有罪に判決されることはない。また、その刑事犯罪が行われた時に適用されるべきであった刑罰よりも重い刑罰を科せられることはない。

世界人権宣言

264

州知事（知事は内閣の指示により、内閣はバンツール行政開発大臣の指示によって行動する）は、自由裁量によって、必要な宣言を行なうべきと判断すれば、裁判所によって特定地区からの退去指示が出されているアフリカ人は、それに従わなければならない。その場合、たとえ裁判所の指示が他の人のためのもので、間違っただけで彼に対して行なわれたものであることがはっきりしていても、裁判所はそのよう退去命令を撤回することも、また審理を要求したり検討することも、さらにその退去命令の延期や停止を訴えることもできない。

アフリカ人以外の人は、まったく同じ状況の下にでも、禁止命令または退去指示の延期または停止を与えられ、したがって、その地区を離れる義務がなくなる。

265

もしある地区を退去するよう命令されたアフリカ人が、それに従うことを拒否すれば、州知事は、自由裁量によって、裁判にかけることも、さらに調べることもしないで、彼を即座に逮捕、拘留し、その地区を離れるよう命令しなければならない。

266

州知事（と特別の場合は法務大臣）は、一般大衆の安全がいちじるしく脅やかされ、一般的法律では不十分であると信ずれば、宣言によって警官にいかなる人をも逮捕し、裁判なしに刑務所に入れる権限を与えることができる。

267

いかなる警官も、もし正当な根拠から、その集会によって南アフリカの国内治安が危険にさらされると信じ、令状を貰っているひまがないと考えれば、令状なしに集会が行なわれている家に入ることができる。

268

いかなる人でも、アフリカ人の権利の拡大を求めたデモに参加し、その間中に建物（個人住宅を含む）の窓をこわすと、その行動が白人とアフリカ人との対立感情を奨励する意図のものではないことを立証しないかぎり、生産妨害罪にとらわれる。その罰には死刑も含まれる。

269

もし法務大臣が、その人が「共産主義」（第190項参照）の目的を達成しようとしているとの結論に達すれば、通告によって（大臣が適当と考える期間中）以下のことを禁止することができる。1）あの特定の地区に滞在すること、2）週日と土曜日の午後、日曜日と公休日に、たとそがれから夜明けまで彼の居住地を離れること（「住居逮捕」）、3）その期間中、自宅に訪問者を受けること、4）コンサートや講演、または家族の結婚式や葬式に出席すること。

270

そのような通告に従わないと、彼は有罪となり、1年以上、10年以下の禁固刑に処せられる。有罪となったものは、たとえ刑務所から出所したとしても、生涯普通選挙で投票する権利を喪失する。

271

ナミビアに対する国連の軍事介入を支持する者は、有罪となり、5年以上の禁固刑または死刑に処せられる。

272

いかなる人でも、法務大臣が破壊活動に関する情報を提供しうると考えれば、90日間独房に入れられる。90日間独房拘留はその後何回も続けることができる。どのような状況の下でも、裁判所はその人を釈放させる権利をもたない。

注 この法律は1963年5月1日に発効、1965年1月11日に効力停止したが、法務大臣は繰り返し「必要になれば」いつでも再発効させると述べた。しかし、その後間もなくいわゆる180日法が通過した。

273

もし検事総長が刑事裁判中に、国家に物的証拠を与えると思われる人の「ためになると思う」ときはいつでも、逮捕令状を発行し、180日間以内にかぎってその人を拘留することができる。拘留期間は更新されうる。検事総長の同意のある場合や特別の状況の下でないかぎり、拘留者の家族または弁護士が、その拘留中の彼に面会することは許されない。裁判所は彼の釈放を命令したり、その拘留に関する規則の有効性に関して発言する権限をもたない。

274

家屋内に銃を所有していることが発見されたアフリカ人は、彼の行為が白人とアフリカ人との間の「敵対感情を深める」意図のものでないことを証明できなければ、生産妨害罪にとわ

れ、死刑にされうる。

275

そのようなアフリカ人はたとえそのために友人や親戚から援助が受けられなくなるにしても、裁判所の管轄権内にある場所なら何処でも裁判にかけられる。したがって彼が十分な法的弁護を受けることが難しくなる。

276

もしある人の妻が、夫が尋問中に不当な取扱いを受けたと申し立てた場合、その申し立てが正しいかどうかを確かめるために彼を法廷に出させるようにと妻が要請しても、裁判所にはそれを認める権限はない。

277

法務大臣は、いかなる時でも通告によって清算者リスト（第193項参照）にのっている人に対し、大臣が決定する週のうちの何日間、ある一定の時刻に、定められた警察署に出頭するよう命令することができる。

278

南アフリカに継続して50年間も住んでいるが、出生した両親によって南アフリカ市民でない人は、事前通告を受けることなく、役人の決定によって「共産主義者」（第189項および190項参照）であるため「好ましからざる住民」として、南アフリカから連れ出される。

279

いかなるアフリカ人も、たとえ被告がアフリカ人であるにしても、刑事裁判のさいの陪審員になる権限はない。

（1969年の陪審廃止法第34号、第4節）。

280

もし法務大臣が、禁固刑に服役中の人がいかなるものであれ、「共産主義」（第190項参照）の行為の達成を奨励または防禦すると思われるとの結論に達すれば、大臣はその刑が終わった後に無期限に拘留するよう命令できる。

注：この法律は、1969年6月30日、この法を適用を受けた人が拘留から釈放され、家宅逮捕命令（第269項参照）が出された時、消滅することが許された。しかし上記法律はまだ廃止になっていない。

281

そのような人は、拘留期間中は独房に入れられる。この要請を変更できるのは権限のある役人だけである。

282

アフリカ人に手紙を書き、南アフリカの「白人とその他の住民との間の対立感情を奨励」すると思われる人（法律では「テロリスト」と描かれている）は、南アフリカで「法と秩序の維持を危険にする意思」でもってそうしたと見なされ、彼がそのような感情を奨励する意思がなかったことことを立証しないかぎり、有罪となり、死刑罪に値する。

注：テロリズム法は1967年6月12日に発効したが、1962年6月12日以後に行なわれたどんな行為にも適用される。

283

テロリストと信じべき理由のある人を援助した人は、有罪となり、最低5年間の禁固刑または死刑に処せられる。

284

いかなる警察官も、また陸軍中佐以上の人々も、ある人が「テロリスト」に関する情報を警察に提供するのを拒んでいると信ずべき理由があれば、そのような人を逮捕し、無期禁固刑に処することができる。

285

法務大臣または役人以外は、そのような拘留中の人に面会することができない。またいかなる人（たとえ親族でさえも）も彼に何が起り、また彼が何処にいるかについて情報を与える権限はない。

いかなる裁判所もそのような拘留中の釈放を命令し、または彼に対してとられた行動の有効性について発言することはできない。

286

拘留中の人は、「状況が許せば」少なくとも2週間に1回の割合で治安判事の個人的な訪問を受けるが、判事には彼の状態について報告したり、拘留中の人の申立について行動をとる義務はない。

287

警察官または陸軍中佐級以上の人は、「ある場所に偶然いた人」が、「共産主義」（第190項参照）の目的を進めるに利用されうる情報を得たと信ずべき理由があれば、逮捕や拘留について何らの根拠や理由を証明することなく、逮捕し、少なくとも14日間、拘留することができる。

288

いかなる警官も、いつでも令状なしに、「共産主義」（第190項参照）の目的を促進する犯罪の証拠となる文書を探すために、いかなる家でも家宅捜索を行なうことができる。

290

いかなる警官も、南アフリカの「国内治安」を守る職権を果たすにあたって、令状なしにいつでも、南アフリカの誰でも、また家宅をも捜索し、その人や家宅から探したものを没収することができる。

291

バンツール地区に住んでいるアフリカ人は、特別の許可なくして彼が住んでいる地区外に、刃渡り3.5インチのナイフを持って歩くことは禁じられている。

392

もしそうすれば、彼は有罪となり、280ドル以下の罰金または12か月以下の禁固刑、または

禁固刑のみ、またはむち打ち刑、または禁固刑とむち打ち刑に処せられる。

293

国務大臣は、もしそれが一般市民の利益となると考えれば、南アフリカ市民でない人（たとえその人が南アフリカに50年間住み、何らの罪も犯していなくても）をも国外に退去させることを命令し、その退去まで留置しておくことができる。

294

大臣は自分の行動について理由を述べる義務もない。またそのような退去が「一般市民の利益であるか否か」については、訴えや再審理の対象にならない。

295

国家安全保障局は、1969年5月16日、国家の追加部門として放置されたが、以下のような機能を果たすものである。

- 1) 国家の安全保障に影響するすべての事項を調査すること、集められた情報の相互関係を調べ、それを評価すること、そして、必要なら、政府や関係部門、その他の関係機関に報告し、意見を述べること。
- 2) その時に応じて決定される機能や責任を果たすこと。

296

国家安全保障局は、警察の前治安部長を局長に、直接、首相に対して責任をもつ。同局の支出は大蔵省の承認を得る必要はない。公務委員会に関係なく自由に職員を任命できる。自衛軍や特警部とは独立して活動する。

297

「共和国の利益に反する」方法で、「国家安全保障局によって扱われている問題」に関する情報を他の人に流した人は、有罪として2,100ドル以下の罰金または7年以下の禁固刑、またはそのような罰金と禁固刑の双方に処せられる。

298

「共和国の利益に反する」方法で、「国家安全保障局に関係する」事項についての文書を発行したものは、有罪として、第297項にのべられている刑を受ける。

299

ある人が最高裁判所で証拠を提出するために召喚されている場合、もし首相、いかなる大臣、また首相承認のいかなる人でも署名入りの証明書を裁判所に送り、そのような人が提供する証拠が、証明書に署名している人の意見で、「国家の利益または公共の治安をそこねる」ものであるとすれば、その召喚は禁止される。

300

警察での拘置中に死亡した人の未亡人が国家に訴えた裁判を支持して、最高裁判所で証拠を提供したいと申しのべている人は、第299項に述べられている証明書が裁判所に送られれば、証人となったり、証拠を与えたりすることを禁止される。

参 考 資 料

以下の参考資料は本文中の番号に即応するものである。

1. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 10.
2. Ibid. The penalty is the same as in statement 1.
3. Ibid. The penalty is the same as in statement 1.
4. Ibid. The penalty is the same as in statement 1.
5. Ibid. The penalty is the same as in statement 1.
6. Ibid. The penalty is the same as in statement 1.
7. Ibid. The penalty is the same as in statement 1.
8. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 10 ; House of Assembly Debates (Hansard), 17 March 1968, Cols. 3192-3194.
9. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 10.
10. Ibid., section 28.
11. Ibid.
12. Government Notice No. 804, dated 13 June 1958, read with Act No. 25 of 1945, as amended, section 10.
13. Government Notice No. 61 of 1958, section 8.
14. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 10.
15. Ibid., section 29.
16. Ibid.
17. Ibid.
18. Ibid., section 14.
19. Ibid., section 11.
20. Ibid., section 12. The penalty is the same as in statement 19.
21. Ibid.
22. Ibid., section 13.
23. Ibid., section 14.
24. Ibid., section 29.
25. Ibid.
26. Ibid., section 29 bis.
27. Ibid., section 41.
28. Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, sections 9 and 44. The penalty is the same as in statement 26.
29. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 2.
30. Ibid., sections 10 and 44.
31. Ibid., section 10.
32. Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, as amended, section 5.
33. Ibid.
34. Ibid.
35. Ibid., section 29.
36. Group Areas Act, No. 36 of 1966.
37. Ibid., section 12.
38. Ibid.
39. Ibid.
40. Ibid.
41. Ibid.

42. Ibid.
43. Ibid., sections 1 and 12.
44. Ibid., section 23.
45. Ibid., sections 26 and 46.
46. Community Development Act, No. 3 of 1966, section 17 (2) as inserted by Act 58 of 1969, section 2.
47. Ibid., section 43.
48. Ibid.
49. Ibid. The penalty is the same as in statement 45.
50. No. R 1894, as amended, GNR. 2028/65. Regulations under Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, regulation 2.
51. Ibid., regulation 3.
52. Ibid., regulation 5.
53. Ibid.
54. Bantu Labour Regulations No. R 1892, chapter 1, regulation 1 of 3 December 1965, under Bantu Land and Trust Act, No. 18 of 1936; Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945; Bantu (Abolition of Passes and Co-ordination of Documents) Act, No. 67 of 1952; Bantu Labour Act, No. 67 of 1964.
55. Riotous Assemblies Act, No. 17 of 1956, as amended, section 3.
56. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 31.
57. Bantu (Abolition of Passes and Co-ordination of Documents) Act, No. 67 of 1952, as amended, section 15.
58. Ibid.
59. Ibid., section 3.
60. Ibid., sections 1 and 13.
61. Proclamation No. 52 of 1958, as amended by Proclamation No. 138 of 1959, regulation 1.
62. Ibid., regulation 8.
63. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 28.
64. Bantu Labour Regulations Act, No. 15 of 1911, as amended, section 12.
65. Bantu Building Workers Act, No. 27 of 1951, sections 15 and 19.
66. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 10 bis
67. Ibid.
68. Bantu Labour (Settlement of Disputes) Act, No. 48 of 1953, as amended, section 18
69. Ibid.
70. Ibid. The penalty is the same as in statement 69.
71. Bantu Building Workers Act. No. 27 of 1951, section 15.
72. Ibid. The penalty is the same as in statement 71.
73. Bantu Building Workers Act, No. 27 of 1951, as amended, section 15.
74. Bantu Labour Act, No. 67 of 1964, sections 15 and 18.
75. Ibid.
76. Ibid.
77. Ibid., section 18.
78. Ibid., section 20.
79. Ibid., section 22, read with Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 10.
80. Ibid.
81. Ibid.
82. Ibid.

83. Bantu Labour Regulations Act, No. 15 of 1911, as amended, section 9.
84. Ibid.
85. Bantu Labour Regulations Act, No. 15 of 1911, as amended, section 48.
86. Ibid.
87. Bantu Labour Act, No. 67 of 1964, section 26.
88. Ibid.
89. Workmen's Compensation Act, No. 30 of 1941, as amended, sections 39 and 85.
90. Ibid., sections 40 and 86.
91. Industrial Conciliation Act, No. 28 of 1956, as amended, section 1.
92. Ibid., sections 17 and 77.
93. Suppression of Communism Act, No. 44 of 1950, as amended, section 5 quat.
94. Bantu Labour Regulations No. R 1892, chapter 6, regulation 5 of Bantu 3 December 1965, under Bantu Land and Trust Act, No. 18 of 1936; Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945; Bantu (Abolition of Passes and Co-ordination of Documents) Act, No. 67 of 1952; Bantu Labour Act, No. 67 of 1964, chapter 6, regulation 5.
95. Ibid., regulation 6.
96. Ibid.
97. Ibid., chapter 7, regulation 2.
98. Ibid., regulation 13.
99. Ibid., chapter 8, regulation 19.
100. Ibid., regulation 22.
101. Ibid.
102. Bantu Education Act, No. 47 of 1953, as amended, section 9.
103. Ibid.
104. Ibid., section 6.
105. Ibid., section 9.
106. Ibid. The penalty is the same as in statement 105.
107. Ibid. The penalty is the same as in statement 105.
108. Ibid. The penalty is the same as in statement 105.
109. University of Fort Hare Act, No. 40 of 1969, section 8.
110. Ibid. section 23.
111. University of Zululand Act, No. 43 of 1969, section 8.
112. Ibid. section 24.
113. Bantu Special Education Act, No. 24 of 1964, section 3.
114. Ibid., section 22.
115. Extension of University Education Act, No. 45 of 1959, section 32.
116. National Culture Promotion Act, No. 27 of 1969, section 3.
117. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 9.
118. Proclamation No. 333 of 1 November 1957, issued pursuant to section 1 (4) read with section 1 (1) (vi) of the Group Areas Act, No. 77 of 1957.
119. Ibid.
120. Proclamation R. 26 of 1965.
121. Ibid.
122. Ibid. Statement by the Minister of Community Development, House of Assembly Debates (Hansard) 2 June 1965, col. 6944.
123. Proclamation R. 26 of 1965; Rand Daily Mail, Johannesburg, 23 June 1965.
124. Proclamation R. 26 of 1965; 1965 Survey of Race Relations in South Africa (South African Institute of Race Relations), page 308.

125. Criminal Law Amendment Act, No. 8 of 1953, section 1 read with Act, No. 49 of 1953, section 2.
126. Ibid., section 2 read with Act. No. 49 of 1953, section 2.
127. Ibid., section 3.
128. Ibid.
129. Ibid., section 6.
130. Ibid., section 8.
131. Ibid., section 9.
132. Ibid., section 10.
133. Reservation of Separate Amenities Act, No. 49 of 1953, sections 2 and 3.
134. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 9.
135. Ibid.
136. Ibid.
137. The Immorality Act, No. 23 of 1957, sections 1, 16 and 22.
138. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, sections 9 and 44.
139. Ibid. The penalty is the same as in statement 138.
140. Prohibition of Mixed Marriages Act, No. 55 of 1949, section 1.
141. Ibid.
142. Nursing Act, No. 69 of 1957, sections 12 and 33.
143. Nursing Act, No. 69 of 1957, section 49
144. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, sections 9 and 44. The penalty is the same as in statement 114.
145. Ibid. The penalty is the same as in statement 114.
146. Proclamation 198 of 1953 under The Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, as amended, section 29.
147. Suppression of Communism Act, No. 44 of 1950, as amended, sections 5 and 11.
148. Ibid., section 9; S v. Beard 1965 (4) S. A. 543 (E).
149. Ibid. S v. Naicker 1967 (4) S. A. 214 (N).
150. Proclamation 284 of 1952, under the Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, regulation 2.
151. Prohibition of Political Interference Act, No. 51 of 1968, sections 2 and 4.
152. Ibid.
153. Ibid.
154. Ibid.
155. Ibid.
156. Ibid.
157. Ibid., sections 3 and 4.
158. Ibid.
159. Bantu Taxation and Development Act, No. 41 of 1925, as amended, sections 2 and 4.
160. Ibid.
161. Ibid.
162. Bantu Taxation and Development Act, No. 41, of 1925, as amended, section 2 read with section 19.
163. Ibid., section 7.
164. Ibid., section 9.
165. Ibid.
166. Ibid., section 9.
167. Ibid.
168. Bantu Land Act, No. 27 of 1912; Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of

- 1945, as amended, section 6; Government White Paper on the Tomlinson Report, U. G. No. 61 of 1955.
169. Bantu (Urban Areas) Consolidation Act, No. 25 of 1945, as amended, section 9.
 170. Ibid.
 171. Ibid., read with section 44.
 172. Ibid. The penalty is the same as in statement 171.
 173. Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, as amended, section 29.
 174. Ibid.
 175. Ibid. The penalty is the same as in statement 173.
 176. Publications and Entertainmmts Act, No. 26 of 1963, section 10, read with sections 2 and 3.
 177. Ibid.
 178. Ibid., section 5, read with section 1.
 179. Ibid., section 8, read with section 5.
 180. Prisons Act, No. 8 of 1959, as amended, section 44.
 181. Ibid. The penalty is the same as in statement 180.
 182. Riotous Assemblies Act, No. 17 of 1956, section 3.
 183. Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, as amended, section 29.
 184. Ibid.
 185. Ibid.
 186. Ibid.
 187. Ibid.
 188. The penalty is the same as in statement 180.
 189. Suppression of Communism Act, No. 44 of 1950, as amended, section 1.
 190. Ibid.
 191. Ibid., sections 5 and 11.
 192. Ibid., sections 2 and 3.
 193. Ibid., section 4.
 194. Ibid., section 11.
 195. Ibid., section 8 bis.
 196. Ibid., section 5 quat.
 197. Ibid., section 6.
 198. Ibid., section 6 bis.
 199. Ibid., sections 10 quin and 11.
 200. General Law Amendment Act, No. 93 of 1962, section 44.
 201. Government Notice 2017, 18 September 1953, under the Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, section 27.
 202. Publications and Entertainments Act, No. 26 of 1963, section 8 (1) (c) as inserted by Act 85 of 1969, section 3.
 203. Departure from the Union Regulation Act, as amended by Act No. 34 of 1955, sections 5, 6 and 8; Admission of Persons to the Union Regulations Act, No. 22 of 1913, as amended, sections 6 and 14.
 204. Ibid.
 205. Population Registration Act, No. 30 of 1950, as amended, section 5, read with section 1.
 206. Ibid.
 207. Ibid., section 19 A as inserted by Act 106, 1969, section 10.
 208. Ibid., section 5 (4) (e) as inserted by Act 106, 1969, section 2.
 209. Ibid.
 210. Ibid.

211. Ibid., sections 14 and 18.
212. Ibid.
213. Ibid., section 1.
214. Ibid., section 19.
215. Ibid., section 5.
216. Ibid., section 1.
217. Ibid.
218. Ibid.
219. Population Registration Act, No. 30 of 1950, as amended, section 11.
220. Ibid., section 5 (4) (d) as inserted by Act 106, 1969, section 3.
221. Ibid.
222. Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, as amended, section 31.
223. Proclamation 255 of 1960; Statement by Minister of Interior, 4 February 1963,
224. Proclamation R. 26 of 1965.
225. Ibid. Statement by Minister of Community Development, 13 March 1965.
226. Ibid.
227. Proclamation R. 26. of 1965 ; Circular by Department of Bantu Administration and Development, 15 September 1968.
228. Proclamation 255 of 1960; Statement by Minister of the Interior, 4 February 1963.
229. Proclamation No. 164 of 1958 under the Group Areas Act, No. 36 of 1966.
230. Bantu Authorities Act, No. 68 of 1951, sections 2, 3 and 4; Proclamation No. 180 of 1956, sections 11, 13 and 16; G. N. No. 5955 dated 11 October 1957, regulation No. 6.
231. Transkei Constitution Act, No. 48 of 1963, sections 23 and 40, read with the Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, as amended, section 2.
232. Bantu Administration Act, Act 38 of 1927, section 5 as amended by Act 42 of 1964, section 100 (1).
233. Ibid.
234. Ibid.
235. Ibid.
236. Ibid., section 27.
237. Proclamation 400 of 1960, regulation 3.
238. Ibid.
239. Ibid.
240. Ibid.
241. Ibid.
242. Ibid.
243. Ibid., regulation 4.
244. Ibid., regulation 5.
245. Ibid.
246. Ibid., regulation 6.
247. Ibid., regulation 7.
248. Ibid., regulation 8.
249. Ibid., regulation 9.
250. Ibid., regulation 10.
251. Ibid., regulation 11.
252. Ibid.
253. Ibid.
254. Ibid.
255. Ibid.

256. Ibid., regulation 12.
257. Ibid., regulation 17.
258. Ibid., regulation 12.
259. Ibid., regulation 14.
260. Ibid., regulation 19.
261. Ibid., regulation 20.
262. Coloured Persons Representative Council Act, No. 52 of 1968.
263. South African Indian Council Act, No. 31 of 1968.
264. Bantu (Prohibition of Interdicts) Act, No. 64 of 1965, section 2.
265. Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, as amended, section 5.
266. Public Safety Act, No. 3 of 1953, sections 2, 3 and 4.
267. Criminal Procedure Act, No. 56 of 1955, as amended, section 44.
268. General Law Amendment Act, No. 76 of 1962, section 21.
269. Suppression of Communism Act, No. 44 of 1950, as amended, section 21.
270. Ibid., section 11 (1) as amended by Act 76 of 1962, section 10; Act No. 99 of 1969, section 2 (iv); General Law Amendent Act 101, 1969, section 23.
271. Ibid., section 11 (1) as amended by Act 37 of 1963, section 5.
272. General Law Amendment Act, No. 37 of 1963, section 17.
273. Criminal Law and Procedure Act, No. 56 of 1955, as amended, section 215 bis.
274. General Law Amendment Act, No. 76 of 1962, section 21.
275. Ibid.
276. Ibid. Schernbrucker v. Klindt N. O. 1965 (4) S. A. 606 (A. D.).
277. Suppression of Communism Act, No. 44 of 1950, as amended, section 10 quat.
278. Ibid., section 14.
279. Criminal Law and Procedure Act, No. 56 of 1955, as amended, section 114.
280. Suppression of Communism Act, No. 44 of 1950, as amended, section 10 (1) (a) bis.
281. Ibid.
282. Terrorism Act, No. 83 of 1967, section 2.
283. Ibid., section 3.
284. Ibid., section 6.
285. Ibid.
286. Ibid.
287. General Law Amendment Act, No. 62 of 1966, as amended, section 22.
288. Suppression of Communism Act, No. 44 of 1950, as amended, section 108 bis.
289. Criminal Procedure Act, No. 56 of 1955, as amended, section 43.
290. Police Act, No. 7 of 1958, as amended, section 6.
291. Proclamation No. 135 of 1958, under Bantu Administration Act, No. 38 of 1927, Regulation 2.
292. Ibid.
293. Admission of Persons to and Departure from the Republic Act, No. 38 of 1969, section 3.
294. Ibid.
295. G. N. 808, Government Gazette No. 2397, 16 May 1969.
296. Public Service Amendment Act, No. 42 of 1969, sections 2 and 3.
297. General Law Amendment Act, No. 101 of 1969, section 10.
298. Ibid.
299. Ibid., section 29.
300. Ibid.

1971年4月15日

東京都千代田区大手町2-2-1

新大手町ビル411号室 (〒100)

国際連合広報センター

TEL (211) 1026~9番

